

中山間地域等直接支払交付金参考様式集（第6期対策）

★基本情報入力欄 はじめに太枠内の情報を入力してください。

都道府県名		← 「都道府県」まで記入してください。
市町村名		← 「市町村」まで記入してください。
協定名		
代表者名		
協定所在地		

★記入の手順と注意事項

・「★提出書類と各シートの説明」の[シート名](#)をクリックすることで、入力する様式に移動します。または、画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。左下の◀▶をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。

（※まず初めに、「別紙2①」の「農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画」を入力すると作成がスムーズです。）

・すべての集落協定の方が入力する必要のあるセルには、この色（オレンジ色）が塗ってあります。

・該当する場合に、集落協定の方が入力する必要のあるセルには、この色（薄いオレンジ色）が塗ってあります。

・この色（黄緑色）が塗ってあるセルは自動入力されます。自動入力されたものが間違っている場合は、正しく修正してください。（入力されている数式を消去すると、自由に入力できます。）

・市町村に提出する前に、自動集計された箇所も含め、誤りがないかご確認ください。

・行を追加する際は、一番左にある行番号をクリックして行全体をコピーし、表の最下部の太線より上の位置で行番号を右クリックし「コピーしたセルの挿入」を選択してください。

・画面上部に右のような表示が出た場合は「コンテンツの有効化」を押してください。



★提出書類と各シートの説明

1. 事業計画の申請時に提出するもの

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
参考様式第4号	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定 [変更の認定]の申請について	必須 (集落・個別協定)	参4 申請
		必須 (集落・個別協定)	参4 申請 事業計画
別紙様式1 (共通部分)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する 活動計画書 (中山間地域等直接支払に係る集落協定)	必須 (集落協定)	別紙1①
別添1	実施区域位置図	必須 (集落協定)	別紙1②
別添2	構成員一覧	必須 (集落協定)	別紙1③
別紙○	2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）	必須 (集落協定)	別紙1④
別紙様式2	農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画	必須 (集落協定)	別紙2①
別紙様式3	協定対象施設の管理方法	必須 (集落協定)	別紙3
別紙様式4	土地改良通年施行実施計画書	必要に応じて (集落協定)	別紙4
別紙様式5	農業所得の確認に関する承諾書	必要に応じて (集落協定)	別紙5
別紙様式6	個別協定 経営規模及び農業所得調査	必須 (個別協定)	別紙6
別紙様式7	協定農用地の概要	必要に応じて（集落協定） 必須（個別協定）	別紙7
別添	農作業受委託契約書（様式例）	必要に応じて (集落・個別協定)	別紙7（別添）
別紙様式8	「みどりチェック」チェックシート（集落協定向け）	必須 (集落協定)	別紙8
別紙様式9	「みどりチェック」チェックシート（個別協定向け）	必須 (個別協定)	別紙9

2. ネットワーク化活動計画を作成する場合に提出するもの

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
別紙様式 2	○ネットワーク化活動計画	必須 (集落協定)	別紙2②（ネットワーク化活動計画）
		必要に応じて (集落協定)	別紙2③（ネットワーク化）
		必要に応じて (集落協定)	別紙2④（統合）
		必要に応じて (集落協定)	別紙2⑤（多様な組織等の参画）

3. その他の様式

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
参考様式第10号	中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について	必要に応じて (集落・個別協定)	参10
参考様式第12号	共用資産管理台帳	必要に応じて (集落協定)	参12
参考様式第13号	機械等利用管理規程	必要に応じて (集落協定)	参13
参考様式第14号	機械等利用簿	必要に応じて (集落協定)	参14
別紙 1	中山間地域等直接支払交付金収支報告書 (「中山間地域等直接支払交付金に係る会計経理の明確化及び税務対応の円滑化について」に基づく様式)	必須 (集落協定)	収支報告書（金銭出納簿連動）
別紙	中山間地域等直接支払交付金の支出に係る届出について (「中山間地域等直接支払交付金における共同取組活動に要する経費の適正な支出について」に基づく様式)	必要に応じて (集落協定)	支出に係る届出
—	中山間地域等直接支払交付金 活動記録	必要に応じて	活動記録（参考）
—	中山間地域等直接支払交付金 金銭出納簿	必要に応じて	金銭出納簿（今年度）（参考）
			金銭出納簿（前年度）（参考）

4. その他のシート（集落協定の方は入力不要です。（市町村用））

様式番号	内容	提出の必要性	シート名
	市町村の実施状況調査の集計用シート		実施状況報告（様式2）

注2)「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

[illegible]

○農用地の内訳等																
①現況								②基礎・体制整備単価	③農業生産活動等の体制整備の取組 (ネットワーク化活動計画の作成)の有				ネットワーク化活動計画を作成する			
													ネットワーク化活動計画を作成しない			
									④加算の適用				⑤農用地の管理		⑥管理者	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積(㎡)	交付基準(傾斜等)	超急傾斜農地 棚田地域振興農地のうち	10a当たりの単価(円)	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	集落機能強化加算の経過措置	農用地の現況		

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目			概要	
農用地の内訳等	①現況	地域区分	右の選択肢より記入	通常地域（８法内） 通常地域（８法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	田 畑 草地 採草放牧地
		面積（㎡）	面積を記入	
		交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形 草地比率の高い草地 高齢化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地
		棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入	
	②基礎・体制整備単価	10a当たりの単価（円）	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入	
	③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無			該当するものに○を記入
	④加算の適用			該当するものに○を記入
	⑤農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 被災地 土地改良通年施行実施農用地 その他（具体的に記入）
		具体的な活動内容	農用地での活動内容を記入	
	⑥管理者			農用地の管理者を記入
	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地			該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）

地目、傾斜

田	畑	草地	採草放牧地
急傾斜	急傾斜	急傾斜	急傾斜
緩傾斜	緩傾斜	緩傾斜	緩傾斜
小区画・不整形	高齢化・耕作放棄率	高齢化・耕作放棄率	特認基準
高齢化・耕作放棄率	特認基準	草地比率の高い草地	交付対象外(田採草放牧地混在地)
特認基準	交付対象外(田畑混在地)	特認基準	交付対象外(田採草放牧地混在地以外)
交付対象外	交付対象外(田畑混在地以外)	交付対象外(田草地混在地)	協定に含めない管理すべき農用地
協定に含めない管理すべき農用地	協定に含めない管理すべき農用地	交付対象外(田草地混在地以外)	
		協定に含めない管理すべき農用地	

単価一覧

ネットワーク化活動計画	地目	傾斜	ネットワーク化活動計画+地目+傾斜	交付単価
○	田	急傾斜	○田急傾斜	21,000
○	田	緩傾斜	○田緩傾斜	8,000
○	田	小区画・不整形	○田小区画・不整形	8,000
○	田	高齢化・耕作放棄率	○田高齢化・耕作放棄率	8,000
○	田	特認基準	○田特認基準	8,000
○	田	交付対象外	○田交付対象外	0
○	田	協定に含めない管理すべき農用地	○田協定に含めない管理すべき農用地	0
○	畑	急傾斜	○畑急傾斜	11,500
○	畑	緩傾斜	○畑緩傾斜	3,500
○	畑	高齢化・耕作放棄率	○畑高齢化・耕作放棄率	3,500
○	畑	特認基準	○畑特認基準	3,500
○	畑	交付対象外(田畑混在地)	○畑交付対象外(田畑混在地)	0
○	畑	交付対象外(田畑混在地以外)	○畑交付対象外(田畑混在地以外)	0
○	畑	協定に含めない管理すべき農用地	○畑協定に含めない管理すべき農用地	0
○	草地	急傾斜	○草地急傾斜	10,500
○	草地	緩傾斜	○草地緩傾斜	3,000
○	草地	高齢化・耕作放棄率	○草地高齢化・耕作放棄率	3,000
○	草地	草地比率の高い草地	○草地草地比率の高い草地	1,500
○	草地	特認基準	○草地特認基準	3,000
○	草地	交付対象外(田草地混在地)	○草地交付対象外(田草地混在地)	0
○	草地	交付対象外(田草地混在地以外)	○草地交付対象外(田草地混在地以外)	0
○	草地	協定に含めない管理すべき農用地	○草地協定に含めない管理すべき農用地	0
○	採草放牧地	急傾斜	○採草放牧地急傾斜	1,000
○	採草放牧地	緩傾斜	○採草放牧地緩傾斜	300
○	採草放牧地	特認基準	○採草放牧地特認基準	300
○	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地)	○採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地)	0
○	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	○採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	0
○	採草放牧地	協定に含めない管理すべき農用地	○採草放牧地協定に含めない管理すべき農用地	0
	田	急傾斜	田急傾斜	16,800
	田	緩傾斜	田緩傾斜	6,400
	田	小区画・不整形	田小区画・不整形	6,400
	田	高齢化・耕作放棄率	田高齢化・耕作放棄率	6,400
	田	特認基準	田特認基準	6,400
	田	交付対象外	田交付対象外	0
	田	協定に含めない管理すべき農用地	田協定に含めない管理すべき農用地	0
	畑	急傾斜	畑急傾斜	9,200
	畑	緩傾斜	畑緩傾斜	2,800
	畑	高齢化・耕作放棄率	畑高齢化・耕作放棄率	2,800
	畑	特認基準	畑特認基準	2,800
	畑	交付対象外(田畑混在地)	畑交付対象外(田畑混在地)	0
	畑	交付対象外(田畑混在地以外)	畑交付対象外(田畑混在地以外)	0
	畑	協定に含めない管理すべき農用地	畑協定に含めない管理すべき農用地	0
	草地	急傾斜	草地急傾斜	8,400
	草地	緩傾斜	草地緩傾斜	2,400
	草地	高齢化・耕作放棄率	草地高齢化・耕作放棄率	2,400
	草地	草地比率の高い草地	草地草地比率の高い草地	1,200
	草地	特認基準	草地特認基準	2,400
	草地	交付対象外(田草地混在地)	草地交付対象外(田草地混在地)	0
	草地	交付対象外(田草地混在地以外)	草地交付対象外(田草地混在地以外)	0
	草地	協定に含めない管理すべき農用地	草地協定に含めない管理すべき農用地	0
	採草放牧地	急傾斜	採草放牧地急傾斜	800
	採草放牧地	緩傾斜	採草放牧地緩傾斜	240
	採草放牧地	特認基準	採草放牧地特認基準	240
	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地)	採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地)	0
	採草放牧地	交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	採草放牧地交付対象外(田採草放牧地混在地以外)	0
	採草放牧地	協定に含めない管理すべき農用地	採草放牧地協定に含めない管理すべき農用地	0

農用地の現況及び活動内容

耕作地
維持管理農用地
荒廃農地
被災地
土地改良通年施行
その他(具体的活動内容欄に記入)

年 月 日

綾部市長 四 方 源太郎 様

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であつて、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することがで

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

<施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

年 月 日

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

2. 目標

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○		2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
		3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
		4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

4 農業者団体等の構成員に係る事項

<施行注意>

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

I. 地区の概要（共通）

＜活動の計画＞	
☐ II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
☒ III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙1
☐ IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐ V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)		活動終了年度		交付金の 交付年数	計画変更		計画変更
農地維持支払	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度
資源向上支払 (共同)	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度
中山間地域等 直接支払	令和	7 年度	令和	11 年度	5 年	令和	年度	令和 年度
環境保全型農 業直接支払	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1									計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限
	田		畑		草地		採草放牧地				
	多面支 払		a		a		a		a		a
中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
	傾 斜		傾 斜		傾 斜		傾 斜				
農地 面積	環境 直払※2								a	円	

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
	うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)

※多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

協定名



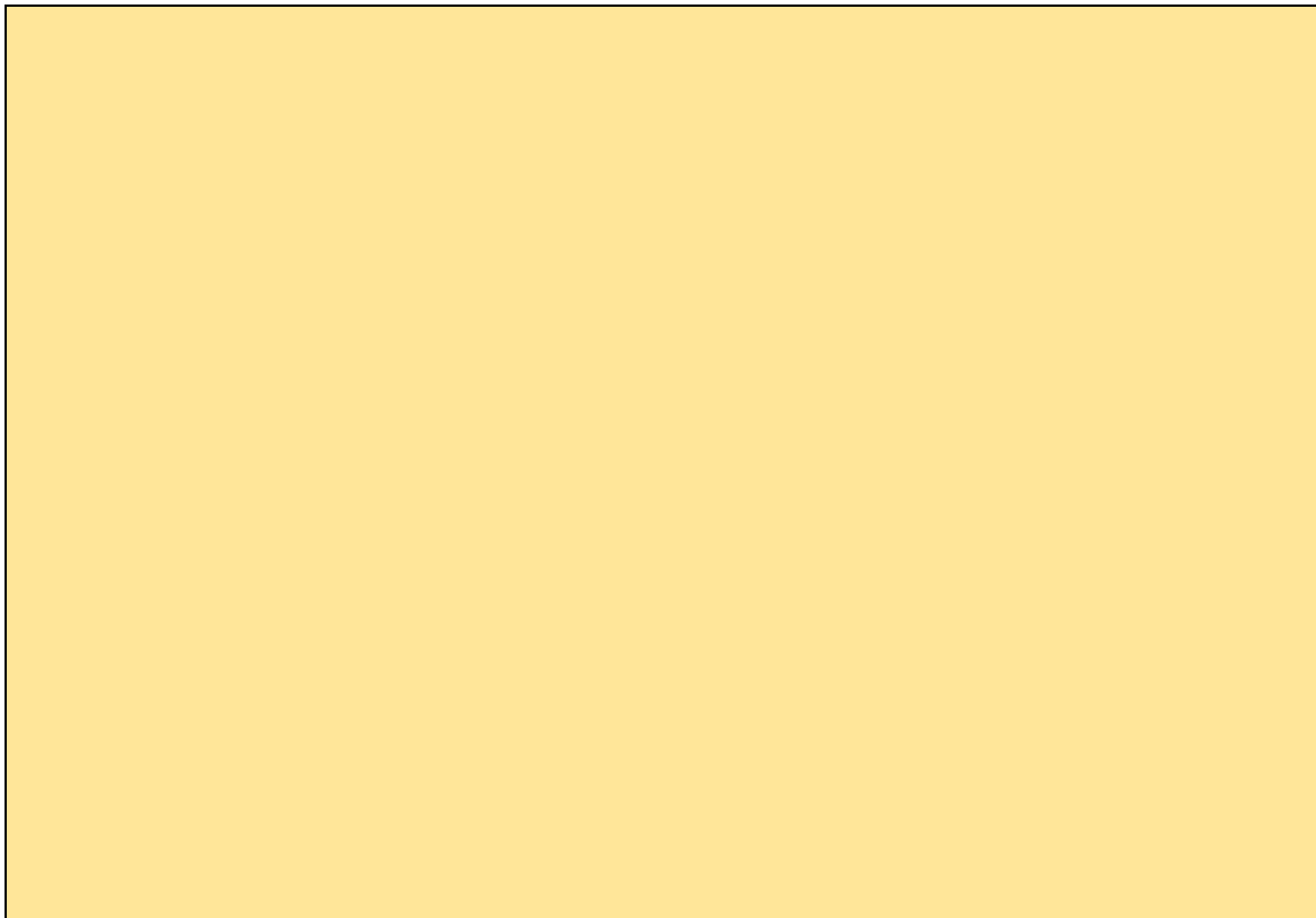
1号事業（多面支払）



2号事業（中山間直払）



3号事業（環境直払）



(別添 2)

構成員一覽

年 月 日

[illegible]

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産 組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1:「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～Cから選択。また、市町村の中山間地域等直接支払担当部署と農務部署との間で調整が図られている場合には、例えば、「農業所得の確定に関する承諾」や「生年月日」欄など、農業所得の承諾と承認とを必要とせずに空白に設けることができる。この場合、「農業所得の確定に関する承諾書」（参考資料5-4別添付表5）の作成は不要。

注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
計画・総務担当	

注）事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏 名	実施要綱の運用第6の1の1のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
〇を記載する場合はこれより上の行をコピーして「コピーしたものの挿入」をしてください。			

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核的リーダーの割合（％）
0	0	0DIV/0!

注）協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に〇印を記入

該当	内 容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他（ ）

該当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落単し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他（別途の規約） （例：泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。）

第3 協定対象となる農用地

(基本分)

(単位: m^2)[illegible]

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地帯振興活動加算						
面積 (㎡)				上限半価 (円/10a)	面積×上限半価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0	0	0	10,000	0	0
		0	0	14,000	0	

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算

面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上乗額 (円)
田 1/10以上	畑 20a以上			
0	0	6,000	0	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算

面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
				10,000	0	0	0
				4,000	0		
				1,000	0		

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(m²)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(四)は、面積×上限単価の計(四)及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (㎡)
行を追加する場合はこれより上の行を「コピーして追加」してください。		
合計 (〇集落)		0

4 スマート農業加算

卜農桑加算

面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限 単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	5,000	0	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置

面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単 価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	3,000	0	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(m²)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により両生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）
	例) 農業生産活動の継続に向けた集落機能強化

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載）	（自由記載）
例) 地域運営組織と連携した集落機能強化	

注) 体制整備準備の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

該当	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。
該当	具体的に取り組む行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用種の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為				
①水 路	ア) 水路清掃		イ) 草刈り	ウ) その他 ()
②農 道	ア) 簡易補修		イ) 草刈り	ウ) その他 ()
③その他				

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該当	具体的に取り組む行為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌直下に配連した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、枯死植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	※その他（ ）

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注) 上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に關し当該市町村が必要と認める事項」により

規定すべき事項

第7 交付金の使用方法等
1 交付金は、集落を代表して 0 が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。 交付金使途の内容の(項目)に項目例を記載しておりますが、修正いただいて構いません。

共同取組活動	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬	
		研修会開催費	
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農産物等の販売促進関係費	
		都市住民との交流促進関係費	
		法人設立関係費	
		土地利用調整関係費	
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	道・水路管理費	
		(うち道・水路整備費)	
		農地管理費	
		(うち農地整備費)	
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	鳥獣害防止対策費	
		共同利用機械購入等費	
		共同利用施設整備等費	
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	多面的機能増進活動費	
		3のとおり	

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(7) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
積立予定額					
積立累計額					

(f) 取り崩し予定等
○ 取り崩し予定年度 (協定期間内)
○ 取り崩し予定年度における積立累計額： 円
○ 使途： に要する経費 (具体的に記入)
② 次年度への繰越
○ 繰越予定年度： (当該年度の翌年度)
○ 繰越予定額： 円
○ 使途： に要する経費 (具体的に記入)

4 次のとおり支出する。

個人配分	金 額
	(配分割合：)

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (体制整備単価交付必須事項)

ネットワーク化活動計画を作成する。

課 当	取 り 組 む べ き 事 項
	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項 (加算措置必須要件)

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

課 当	項 目	取組期間	現状	達成目標
	①離田地域振興活動加算	令和 7 年度		
		令和 11 年度		
	②総合農村農地保全管理加算	令和 7 年度		
		令和 11 年度		
	③ネットワーク化加算	令和 7 年度		
		令和 11 年度		
	④スマート農業加算	令和 7 年度		
		令和 11 年度		
	⑤集落機能強化加算の経過措置	令和 7 年度		
		令和 11 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。
注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

(別紙様式 3)

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路				
排水路				
道 路				

「みどりチェック」 チェックシート(集落協定向け)

	申請時 (します)	(1)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
①	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
②	☐	関係法令の遵守	☐
③	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

	申請時 (します)	(2)適正な施肥	報告時 (しました)
④	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
⑤	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(3)適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の適正な使用・保管	☐
⑦	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 (該当しない ☐) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑧	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐

	申請時 (します)	(4)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑨	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 (該当しない ☐) 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐

	申請時 (します)	(5)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑩	☐	共同取組活動を行う場合には、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(6)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑪	☐	共同取組活動を行う場合には、プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

0

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、3-6、3-7
	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することという。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

２．ネットワーク化の計画

注１）ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注２）２－１～２－７の全てを記載すること。

２－１．ネットワークの名称（予定）

--

２－２．ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
(自協定)	0.0 ha				
合計	0.0 ha				

注）合計協定面積は10ha以上であること。

２－３．ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の附則		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
	④農業の担い手の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載)			

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

２－４．ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）		⑥農業の担い手育成
			⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（※内容は↓欄に記載ください）
	⑤農作業の共同化		

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
	②活動連携型 ^{注2)}		④その他 ()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）							
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）							
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}							
協議会等の設置（協議会型の場合）							
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載)							

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他 ()

３．統合の計画

注１）統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注２）「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、３－１～３－５を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、３－２、３－６、３－７を記載すること。

３－１．統合後の集落協定の名称（予定）

--

３－２．統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
（自協定）	0.0ha		
合計	0.0ha		

注１）合計協定面積は10ha以上であること。

注２）統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

３－３．統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

３－４．統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
	④水路・農道等の維持管理		⑩多面的機能を増進する活動
	⑤機械・施設の共同利用		⑪その他（※内容は↓欄に記載ください）
	⑥農作業の共同化		

3-5. 統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）							
②統合に向けた話し合い（協定間）							
③統合							
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）							
（３－２～３－４を踏まえた統合の進め方を記載）							

3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	0		令和 年度
書記担当	0		令和 年度
会計担当	0		令和 年度
共同機械担当	0		令和 年度
土地改良施設担当	0		令和 年度
法面点検担当	0		令和 年度

注)「氏名(現体制)」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名(後任予定者)」は、現体制の担当者の次に担当となる人(予定)の氏名を記載。「氏名(現体制)」とは別の人を「氏名(後任予定者)」記載すること(同一人物の記載は不可)。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

(役員の継承に向けた取組を記載)
(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載)

4. 多様な組織等の参画

注) 4－1～4－3の全てを記載すること。

4－1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	
②別途協定等を締結	

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	0人
②別途協定等を締結	
合計	0人

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数)

0人

①+②が③に占める割合 #DIV/0! % (小数点以下切り捨て)

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

４－２．多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
	②共同取組活動参加者の不足		⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
	③農業作業の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載)			

注）地域計画や集落マスタープラン、第５期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

４－３．多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理		⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		
(連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載)			

集落協定DS

[illegible]

集落協定DS

[illegible]